

東郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子（案）

1 計画策定の背景・目的

本町ではこれまでも、「高齢者福祉計画」「障がい福祉ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」などの行政計画に基づき、町民の暮らしの充実に向けて、福祉施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、引きこもり、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。

また、こうした問題は、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体・事業所、行政が連携し、包括的・総合的に支援していく必要があります。

本町は、団塊世代が全員 75 歳を超える「2025 問題」を見据え、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきましたが、これは高齢者支援に特化した内容でした。

現在、この「地域包括ケアシステム」の拡大・深化版として、本町では新たに「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、高齢者だけでなく、障がい者、子ども等への支援も地域の中で包括的に提供できるような支援体制を構築し、地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指しています。

この「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。この計画の中で、誰が、何を、どのように取り組んでいくのかを明確にし、東郷町における「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していきます。

なお、2016（平成 28）年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、市町村自殺対策計画を策定することが義務付けられました。「生きることの包括的支援」は地域福祉の推進にも密接に関係しているため、「東郷町自殺対策計画」を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

また、地域には、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人もいます。市町村地域福祉計画の盛り込むべき事項として、こうした人に対する日常生活の支援や権利擁護、虐待防止などに関する施策も挙げられており、どのような状態であっても個人の意思・選択・決定が尊重され、その人らしい生活を継続できるように支援していくことが求められています。

したがって、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見利用促進計画」も「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、権利擁護の視点も包含した計画を策定します。

■(参考)社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）＜抄＞

※ 地域包括ケアシステムの強化ため介護保険法等一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■近年の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成 29 年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
平成 30 年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

2 地域福祉とは

私たちは、生まれてからたくさんの人と出会い、毎日の衣食住だけでなく、趣味や社会活動など様々な経験をしますが、そういった暮らしや活動の基盤となるのは「地域」です。

あらゆる人が住み慣れた「地域」で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるように、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域における福祉課題の解決に向けた取組を行うことを「地域福祉」と言います。

認知症などによって要介護状態になっても、心身の障がいがあっても、どのような状態であっても、地域で自分らしく暮らせることを目指し、地域福祉を推進する必要があります。

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

そのためには、町（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・町民等が、それぞれの役割の中で、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、包括的・横断的な体制を築くことが大切です。

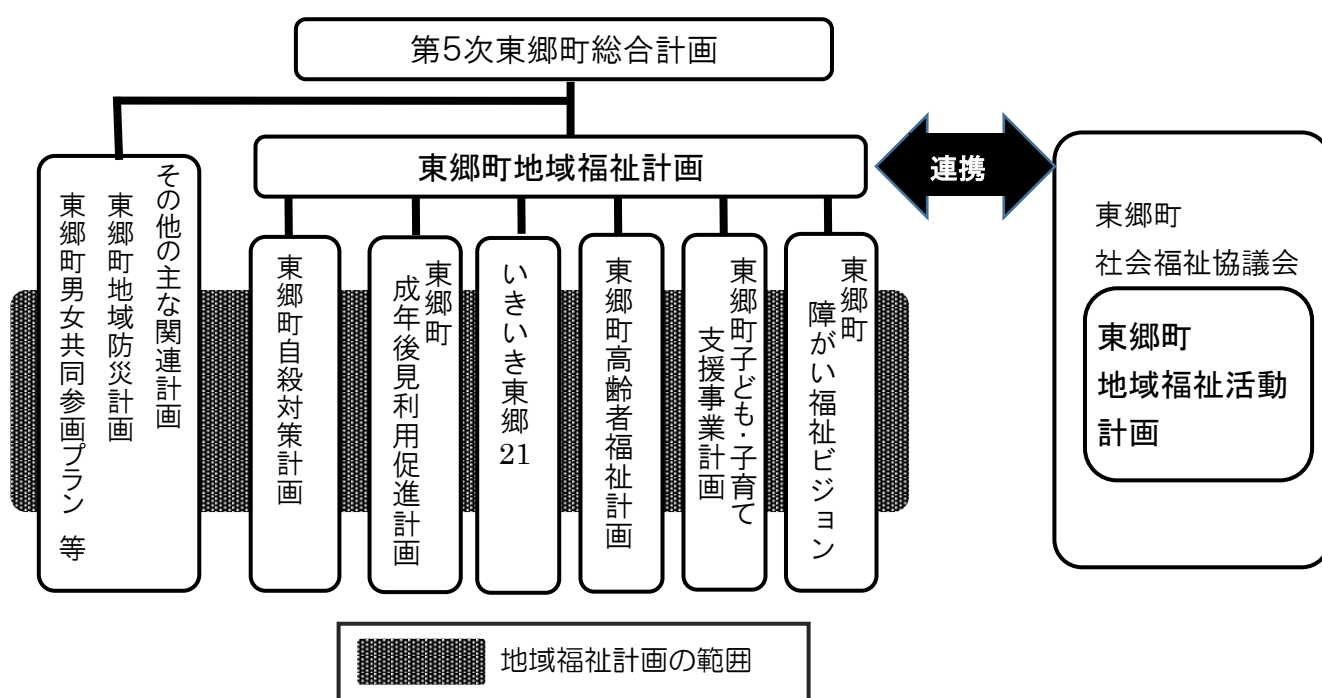
町民の主体的な活動で対応できるもの		協働で取り組むもの		行政施策として行うべきもの
じじよ 自助 自分のことを自分ですること	ごじよ 互助 家族・友人・隣近所など、個人的な関係性の中で助け合うこと	きょうじよ 共助 自治会、ボランティア、NPOなど、地域の中の町民同士が支え合うこと	こうじよ 公助 保健・医療・福祉などの公的な支援・サービス	

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定するものです。

第 5 次総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町子ども・子育て支援事業計画、東郷町高齢者福祉計画、いきいき東郷 21 等）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、本計画は、社会福祉協議会が推進する「地域福祉活動計画」の内容を盛り込んだ計画です。



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とします。

	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)
総合計画	第5次				第6次			
地域福祉計画・地域福祉活動計画								
自殺対策計画		第1期						
成年後見利用促進計画※		第1期	第2期			第3期		
障がい者計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第4次		第5次					
障がい福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第5期	第6期			第7期			
障がい児福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第1期	第2期			第3期			
健康増進計画 (いきいき東郷21)		第2次			第3次			
高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (東郷町高齢者福祉計画)	第7期	第8期			第9期			
子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期			第3期			

※「成年後見利用促進計画」は、広域行政計画として策定されています。したがって、広域行政計画としての「成年後見利用促進計画」との整合性を図り、本町の実情に合わせた独自施策の追加や必要な変更を加えて「東郷町成年後見利用促進計画」を策定します。

5 計画構成

第1章	総論
	(1) 計画策定の背景と目的 (2) 地域福祉とは (3) 計画の位置づけ (4) 計画の期間
第2章	本町の現状と課題
	(1) 統計データからみる本町の現状 (2) アンケート調査等からみる地域福祉の現状 (3) 地域福祉の推進に向けた課題
第3章	計画の基本理念・目標・施策、計画体系
	(1) 基本理念・スローガン (2) 社協の行動指針 (3) 基本目標・基本施策 (4) 計画の体系
第4章	基本施策の展開
	基本目標1～5
第5章	自殺対策基本計画
	(1) 計画の基本的な考え方 (2) 本町の自殺に関する現状と課題 (3) 施策の展開 (4) 相談先一覧
第6章	成年後見利用促進計画
	(1) 計画の基本的な考え方 (2) 成年後見制度に関する現状と課題 (3) 施策の展開
第7章	計画の推進
	(1) 計画の周知・啓発 (2) 計画の進捗管理 (3) 評価指標と目標値
資料編	

6 基本理念・スローガン

**「人生の最後まで自分らしく暮らせるまち とうごう
―地域共生社会の実現を目指して―（仮題）」**

※今後、ワークショップで出たキーワードを参考に、庁内プロジェクトチーム会議で候補案を検討し、第4回策定委員会での議論を踏まえて設定します。

参考：ワークショップであがったキーワード

- ・誰もが活躍できる ・多世代交流 ・支え合う地域
- ・安全に過ごせる居場所づくりと見守り ・小学校区で交流
- ・困った時に気楽にきける ・コミュニティの充実 ・顔なじみが増やせる地域

7 地域福祉活動計画（社協）の行動方針

※今後の議論を踏まえて設定します。

8 基本目標

1. みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

地域で孤立している人や必要な支援に結びついていない人を把握し、情報を共有することで、適切な支援へと結びつけていくとともに、地域における複合的な課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実します。

また、地域の中で起きている課題について、「我が事」として主体的に考えられるような福祉教育・啓発を推進します。

2. みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

町民一人一人の福祉活動への参画を促進するとともに、団体や関係機関、各種ネットワークが広くつながる場と機会を持つことにより、町民の主体的な参画と様々な団体等の連携による地域福祉を推進します。

3. 丸ごと受け止める体制づくり

町民やボランティア団体等に対し、活動を支援したり、福祉課題の解決に向けた連携を強化したりするなど、「地域で丸ごと受け止める」体制の充実を図ります。

また、住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えるとともに、複合的な福祉課題、制度の狭間による課題等にも対応できる包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めていきます。

4. 適切な福祉サービスの提供

事業者・町・社会福祉協議会が、身近な地域における福祉サービスを充実するとともにサービスの質を確保し、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

また、福祉サービスに関する情報を適切に発信し、必要な人が支援を利用できるように配慮します。

5. 見守り・支え合い体制の充実 ～合言葉はお互いさま～

地域の中で困りごとを抱えた人に対して、福祉サービス、ボランティア活動等複合的な取組による見守り体制を強化し、どのような状態であっても地域の中で安心して自分らしく生活できるように努めます。

そして、町民一人一人が地域の中に居場所がある、活躍できるまちづくりを進めます。